

日本発條株式会社定款

沿革	1939年（昭和14年）	9月 8日制定	1998年（平成10年）	6月26日変更
	1967年（昭和42年）	5月27日変更	2002年（平成14年）	6月27日変更
	1970年（昭和45年）	5月29日変更	2003年（平成15年）	6月27日変更
	1970年（昭和45年）	11月27日変更	2004年（平成16年）	6月29日変更
	1974年（昭和49年）	5月30日変更	2005年（平成17年）	6月29日変更
	1975年（昭和50年）	5月30日変更	2006年（平成18年）	6月29日変更
	1976年（昭和51年）	6月29日変更	2007年（平成19年）	6月28日変更
	1977年（昭和52年）	6月29日変更	2008年（平成20年）	6月27日変更
	1980年（昭和55年）	6月27日変更	2009年（平成21年）	6月26日変更
	1981年（昭和56年）	6月26日変更	2011年（平成23年）	8月 8日変更
	1982年（昭和57年）	6月29日変更	2012年（平成24年）	6月28日変更
	1984年（昭和59年）	6月29日変更	2014年（平成26年）	6月27日変更
	1989年（平成元年）	6月29日変更	2015年（平成27年）	6月26日変更
	1991年（平成3年）	6月27日変更	2018年（平成30年）	6月27日変更
	1992年（平成4年）	6月26日変更	2022年（令和4年）	6月28日変更
	1994年（平成6年）	6月29日変更		

第 1 章 総 則

（商 号）

- 第 1 条 ① 当会社の商号を日本発條株式会社と称する。
- ② 英文ではNHK SPRING CO., LTD. と称する。

（目 的）

- 第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の品目の設計、製造、販売、施工、賃貸借および修理に関する事業
- (1) ばね製品およびばね応用品
 - (2) 自動車およびその他輸送用機器の付属品、部分品、用品
 - (3) 電子情報伝達機器、通信機器、映像機器、家庭用電気製品およびその付属品、部分品
 - (4) 公害防止機器、事務用機器、自動制御機器、測定機器、光学機器、防熱装置、型治工具およびその付属品、部分品
 - (5) 防水材、防音材および防熱材
 - (6) 配管支持装置およびその付属品、部分品
 - (7) 家具、インテリア用品および建材

- (8) 駐車装置およびその付属品、部分品
2. 不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理に関する事業
 3. 情報処理、情報通信、情報提供およびソフトウェアの開発、
売買に関する事業
 4. 労働者派遣に関する事業
 5. 金融業および有価証券の売買
 6. 損害保険代理業および生命保険募集に関する事業
 7. 旅行業
 8. 石油製品の販売
 9. 造園および緑化事業
 10. 出版物および印刷物の製作、販売業
 11. 広告および宣伝業
 12. 前各号に掲げる事業のコンサルティング、エンジニアリング、
その他技術の開発、売買に関する事業
 13. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を横浜市におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は6億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって
自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以
外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予
約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未
満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求するこ
とができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 ① 当社は、株式につき株主名簿管理人をおく。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によっ
て定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きそ
の他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管
理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 ① 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 ① 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

③ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第15条 ① 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第16条 ① 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第17条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

- 第18条 ① 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社に取締役12名以内をおく。

(選任方法)

- 第20条 ① 当社の取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

- 第21条 ① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任者の任期満了の時までとする。

(役付取締役)

第22条 当社は取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名をおくことができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会長、取締役社長および取締役副社長は各自当社を代表する。ただし、取締役会はその決議をもって、取締役中より会社を代表すべき取締役を定めることができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第25条 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(相談役)

第26条 当社は取締役会の決議により相談役をおくことができる。

(取締役会の招集権者)

第27条 ① 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会長がこれを招集する。
② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が代わり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第28条 ① 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第29条 ① 取締役会の議長は取締役会長がこれにあたる。

② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が代わり、
取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって
定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、
取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議が
あったものとみなす。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当社に監査役5名以内をおく。

(選任方法)

第33条 ① 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の
1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の
ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満
了する時までとする。

(報 酬 等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第37条 ① 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役にこれを発する。
ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第40条 ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議に基づき毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議に基づき毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間および利息)

- 第44条 ① 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。
- ② 期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

附 則

- ① 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上